

回 覧

令和8年3月26日

各 自 治 会 長 様

小清水町長 久保 弘志

「野犬掃とう」及び「畜犬取締」の実施について

平素より、保健衛生事業の推進に対し、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、例年実施しております「野犬掃とう」につきまして、下記のとおり町内において実施いたしますので、畜犬（飼い犬）を飼養されている方に対し、放し飼いしないよう、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 野犬掃とう実施期間 自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日
2. 野犬掃とう実施地区 町内全域
3. 野犬掃とう実施方法 捕獲後、毒餌投与等による
4. その他
(1) 野犬掃とう実施期間中、放し飼いしている飼い犬は、掃とうの対象となりますので、ご注意願います。
(2) 野犬の居所をご存知の方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
小清水町役場
町民生活課住民活動係
☎62-4472（直通）